

小野市情報ネットワーク仮想化基盤再構築業務委託

プロポーザル実施要領

1. 趣旨

平成28年に構築した仮想化基盤は経年による老朽化や処理性能の低下、仮想サーバーのOSサポート終了などの課題を抱えている。それらの改修に加え、将来的な拡張を考慮した基盤再構築を目的とする。

なお、今回の業者選定においては、価格のみではなく事業者の業務実績、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた成果が期待できる事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定する。

本要領は、本件プロポーザルに係る必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

小野市情報ネットワーク仮想化基盤再構築業務委託

(2) 業務内容

別紙「小野市情報ネットワーク仮想化基盤再構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで。

(ア) 仮想化基盤構築とネットワーク分離については令和5年1月31日までに完了するものとする。

(イ) 仮想サーバーの構築については令和5年3月31日までに構築すること。

(ウ) 令和5年2月1日から令和5年3月31日の間については、小野市にて別途契約した他業者が仮想サーバーの構築を実施できること。

※(ア)の期限が困難な場合は、(イ)(ウ)が期限内で構築等できるスケジュールを提案すること。

3. プロポーザル方式の種別

本業務は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、契約候補者を決定するものとする。

4. 担当窓口

小野市役所 総務部ICT推進課 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531
電話 : 0794-63-1000 (内線740.745)
メール : johoc@city.ono.hyogo.jp

5. 提案上限額

見積限度額 64,000,000円以内(消費税および地方消費税を含む)

※この金額には導入に係る構築費用および今回導入する仮想化基盤・仮想サーバーの運用期間中に必要となる各種ライセンス・サポートライセンスを含む。

また、ライセンス等は可能な限りバンドル版での費用を見積ること。

なお、初年度の運用保守費用発生する場合はその費用を含めること。

(想定する運用期間: 5年)

6. スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 公募要領の公表 | 令和4年 8月30日(火) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和4年 9月 5日(月) |
| (3) 質問に対する最終回答 | 令和4年 9月 8日(木) |
| (4) 参加表明書 | 令和4年 9月12日(月) |
| (5) 見積書、企画提案書提出締切 | 令和4年 9月22日(木) |
| (6) プレゼンテーション等審査 | 令和4年 9月26日(月) |
| | ~令和4年 9月28日(水) |
| (7) 最終審査結果の通知 | 令和4年 9月30日(金) |
| (8) 契約締結 | 令和4年10月 3日(月) |
| (9) 事業完了予定 | 令和5年 3月31日(金) |

※(6)については別途調整を行うため、(7)・(8)の日付が前倒しとなる場合がある。

7. 参加資格要件

公告日現在、小野市入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点およびそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないまたは指名停止を受けることとなる事実が確認されて

いないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団または暴力団員およびそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始または破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去5年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受託者の責により契約を解除されたことがないこと。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 小野市契約規則(昭和44年小野市規則第14号)第28条に定める契約保証金を納付できること。または、同条第1号に定める本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

8. 質問書の提出および回答

(1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和 4年 9月 5日(月)午後1時まで
- (イ) 提出書類 質問書(様式1)
- (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること。
(電子メールの件名は「小野市情報ネットワーク仮想化基盤再構築業務委託に係る質問書」とすること。)

(2) 質問への回答

- (ア) 回答期限 令和 4年 9月 8日(木)午後5時まで
- (イ) 回答方法 小野市行政サイトに質疑応答を公表する。

9. 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 4年 9月12日(月) 午後5時まで(メールでの提出期限)

(2) 提出書類

項番	提出書類	備考	部数
①	参加表明書 ※法人印必須。	様式2	1
②	プロポーザル等審査日程調整表	様式3	1

(3) 提出方法

メールにて提出のうえ、参加表明書と添付書類については郵送もすること。郵送の提出期限は令和 4年 9月15日(木) 午後5時までとする。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 4年 9月22日(木) 午後5時まで

(2) 提出書類

項番	提出書類	備考	部数
①	見積書(正本)		1
②	見積書(副本)		10
③	企画提案書(正本)		1
④	企画提案書(副本)		10
⑤	会社概要および類似業務実績	様式4・5	1
⑥	契約実績が確認できる書類の写し		1
⑦	業務実施体制表		1
⑧	会社案内(パンフレット等)		10

⑨	機能要件一覧		1
---	--------	--	---

(3) 提出物について

(ア) 見積書

- A) 本業務に係る全ての費用についての見積額を記載し、提出すること。様式は任意で差し支えない。
- B) 提案総額、本体価格（消費税および地方消費税を除く）、消費税および地方消費税を個別に明記すること。
- C) 構築費用やライセンス料など、費用項目ごとに金額を明記すること。（別紙明細を添付しても可）
- D) 企画提案書等に記載された内容については、提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるとみなす。
- E) 初期導入費用（ライセンス・サポートライセンス5年分込）・初年度運用費用・次年度以降（5年分）の運用費用を分けて明記すること。
- F) 機器のスペック等の明細・台数やライセンスの数・有効年数は必ず記載すること。

(イ) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書は、下記の項目番号に従って作成すること。なお、要件を満たさない内容や、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けないが、サイズは日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、カラー印刷を基本としてページ番号を付すこと。その他の事項については任意様式で構わないが、PC 画面でも見やすいよう配慮すること。

番号	項目	記載すべき事項
①	構成	導入する全体構成と機器構成を記載すること。
②	要件	機能要件及び構築要件について詳しく記載すること。 ① 仮想デスクトップの仕様 ② 利用者環境 ③ サーバー構成 ④ システム移行手順 ⑤ 構築後の保守業務
③	運用フロー	構築・移行作業及び稼働後の想定運用フローについて記載すること。

④	セキュリティ	セキュリティ対策としての機器等の最適化について記載すること。
⑤	リスク対策	構築及び運用でのリスク対策について記載すること。
⑥	自由提案	
⑦	その他	

(ウ) 機能要件一覧

提案する仮想化基盤機能及びネットワーク分離機能に標準実装の場合は対応可否の判断欄に「○」、代替案で対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載する。代替案がある場合には、備考欄に詳細を記載すること。

また、PDF データ（編集制限をかけたもの）とエクセルデータを提出すること。

(4) 提出方法

持参または郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

また、企画提案書および見積書の電子データ（Microsoft Office および Acrobat Reader で参照可能な形式）を格納した DVD を同封すること。

（セキュリティソフトのワクチン定義、スキャン結果の PC ハードコピーを同封すること。）

※電子データはメール又はファイル転送サービスでも提出すること。

11. 審査

(1) 書類審査

参加表明をした者が本実施要領に示す参加資格要件を満たしており、提案するシステムが「小野市情報ネットワーク仮想化基盤再構築機能要件一覧表」の必須機能を満たしているかを審査する。

この結果、参加資格要件がない、もしくは必須機能を満たしていないと認められた場合は失格とする。

また、見積書に記載された本年度の経費と次年度以降の経費を審査する。

(2) プレゼンテーション等審査

参加資格を有する者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。

なお、審査は Web 会議サービス「Zoom」により行い、ライセンスは本市が所有するものを使用する。また、プレゼンテーション等審査においては Zoom の画面共有機能の使用を認める。

(ア) 実施日（予定）

令和 4年 9月26日（月）～ 9月28日（水）の本市指定時間。
具体的な日程、審査の順番、Zoom パスコード等については、日程調整を行った上で令和 4年 9月14日（水）までに通知する。

(イ) 時間配分

プレゼンテーションおよびデモンストレーション40分間（時間配分は任意）とし、質疑応答20分間とする。

(ウ) 審査内容

- ◆ プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ◆ 提案する仮想化基盤及び仮想サーバーのアピールポイントや、企画提案書では表現しきれないイメージ等について説明すること。
- ◆ 提案する仮想化基盤及び仮想サーバーの機能のうち、本市が必須とする機能に加え、加点に値する独自機能・操作方法等があれば積極的にデモンストレーションを行うこと。

(エ) 審査の参加者

プレゼンテーションの説明者は4名以内とし、本業務に配置予定となっている管理技術者（プロジェクトの実質的な責任者）は必ず参加すること。併せて、技術担当者（メイン業務を担当する者）が参加していることが望ましい。

(3) 最終評価

(ア) 受託業者の選定

書類審査およびプレゼンテーション等審査での獲得点を合計し、最も評価点が高い者を優先交渉権者とする。

(イ) その他

提案者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を優先交渉権者として選定する。

(ウ) 最終先行結果の通知

令和 4年 9月30日（金）までに結果を通知する。

12. 契約

(1) 契約の締結

契約内容および仕様については、基本的には企画提案書の内容を採用することを想定しているが、優先交渉権者の決定後に本市と詳細を協議の上、最終決定することとする。その際、改めて見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、本業務委託の全てを再委託することは一切認めない。ただし、企画提案書の項目において、役割が明確に示されている場合および必要により一部を再委託する場合は、あらかじめ本市と協議の上、本市に書面の届出を行い、同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

13. その他事項

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、任意様式の「応募辞退届」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性および客観性を期するために公表する場合がある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格がない者が参加表明を行った場合
 - (イ) 参加表明書や企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - (ウ) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合
 - (エ) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
 - (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (カ) その他実施要領等において示した参加条件等に違反した場合
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。